

議案第92号

北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
について

北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年11月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、公表事項に人事評価及び退職管理を加えるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年北名古屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

(9) 職員の研修の状況

第3条中第7号を削り、第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。